

教育行政における役割分担に関する最近の答申等

第 27 次地方制度調査会（平成 15 年 11 月 13 日）

（基礎自治体）

基礎自治体に対しては引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきである。都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じて事務や権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきであり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。その結果、国民がこのような地方分権の担い手として十分な経営基盤を有する基礎自治体の住民となり、住民の自己実現を可能とするような豊かな地域社会を形成していくことができるようにすることが望ましい。

（大都市）

基礎自治体の権能の強化は重要な課題であり続けてきた。多くの国民が居住する大都市地域において、身近な行政を基礎自治体が担えるように制度改革を行っていくことは、地方分権の実を多くの国民が実感できる方途である。このような見地から、これまでも、中核市制度・特例市制度の創設、地方分権一括法等による市町村への権限の移譲などが行われてきたところであるが、引き続きこのような都市の規模・能力に応じた一層の事務権限の移譲を進める必要がある。特に、三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都市計画権限をはじめとした都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担のあり方や農地転用のあり方については、その早急な見直しが必要である。また、義務教育、産業振興の分野を中心に一層の権限移譲が進められるべきである。

地方分権改革推進会議（平成 16 年 5 月 12 日）

（教育権限の見直し）

県費負担教職員の任命権については都道府県教育委員会と政令指定都市教育委員会のみが有することとされているが、その他の市町村についても県費負担教職員の任命権について、都道府県教育委員会と協議の上、当該市町村教育委員会へ移管できることとする等、市町村教育委員会が機動的・弾力的に対応できるように検討することが必要である。

中教審初等中等教育分科会教育行政部会教育条件整備に関する作業部会中間報告
（平成 16 年 5 月 25 日）

中核市など一定規模以上の市についても、政令指定都市と同様、任命権や給与負担などの移譲について、市町村の権限と責任を拡大する観点から、引き続き検討することとしたい。

中教審教育制度分科会地方教育行政部会（平成17年1月13日）

教職員の人事権については、できるだけ市町村に委譲する方向で見直しを検討すべきである。一方、採用や懲戒処分も含めた人事関係事務を現在の市町村の事務体制で処理することができるかどうか、また、県内全域での人材確保や広域人事の意義に留意すべきである。当面の方策として、中核市や一定規模以上の市町村に教職員人事権を委譲する方向で検討する必要がある。

中教審義務教育特別部会（平成17年5月23日）

教職員の人事権については、市町村に移譲する方向で見直すことを検討することが適当である。

一方、現在の市町村の事務体制で人事関係事務を処理できるか、離島・山間の市町村を含め県域で人材が確保できるかにも留意する必要がある。

このため、当面、全ての中核市に移譲し、その状況を踏まえつつ、特例市などその他の市町村への人事権移譲について検討することが必要である。

骨太の方針2005（平成17年6月21日）

教員人事権移譲など市町村の責任の確立、保護者・地域住民の学校運営への参画を図る。また、学校長への権限移譲の推進や、教育委員会の関与の見直しなどを図り、現場主義を徹底する。その際、成果についての事後評価を厳格に行う。

第28次地方制度調査会（平成17年12月9日）

（教育委員会のあり方）

また、義務教育教職員の人事権について、少なくとも中核市には移譲することが適当と考えられるが、移譲する場合には広域における一定水準の人材の確保の要請に十分配慮する必要がある。

（権限配分）

特に、当調査会の累次の答申や地方公共団体の要望にある義務教育教職員の人事権、まちづくり・土地利用に関する事務、商工会議所の設置認可等の事務等の移譲や関与の廃止・縮減について、所要の措置を講じるべきである。